

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和5年8月22日

宇城市農業委員会会長 様

直筆の場合は押印不要です。PC入力等の場合は押印してください。

譲受人 氏名 **宇城 花子**

譲渡人 氏名 **宇城 太郎**

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所									
	譲受人	宇城 花子	熊本 都道府県	宇城 郡市	松橋町大野 555 番地							
	譲渡人	宇城 太郎	熊本 都道府県	宇城 郡市	松橋町大野 555 番地							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合の権利の種類、権利者の氏名又は名称			市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
	宇城市松橋町大野	777	畑	畑	3,000							
	<p>転用許可後の造成や工事等開始する日または特にない場合は「許可日」から</p>											
	計	3,000 ㎡	(田	㎡	畑	3,000 ㎡	採草放牧地	㎡)				
3 転用計画	(1) 転用目的	土砂等の搬入 (一時転用)				(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細						
						別紙事業計画書のとおり						
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 2 年間										
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期	着工	令和5年10月1日から		第2期	着工	年 月 日から		合計		
			完了	令和7年9月30日まで			完了	年 月 日まで				
		名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
	土地造成	/	/	3,000 ㎡		/	/	㎡		/	/	㎡
	建築物			㎡				㎡			㎡	
	小計	/	/	3,000 ㎡		/	/			/	/	
	計	/	/	3,000 ㎡		/	/			/	/	

4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	貸借権	<input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 移転	令和5年10月1日	2年	
5 資金調達についての計画	別紙資金計画書のとおり				
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	隣接地について 東…道路 西…農地 南…水路 北…宅地 西側に農地、北側に宅地があるが、施工箇所は境界から西側は5m、北側は3m程度離す計画であり、日照、通風等に影響を及ぼす恐れはないと思われる。東側は道路、南側は水路。被害防除対策等詳細は別紙事業計画書のとおり。				
7 その他参考となるべき事項	都市計画法による許可の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 [都市計画法第●条●項●号に該当] 農振農用地区域… 内 <input checked="" type="radio"/> 外 埋蔵文化財の有無… 有 <input checked="" type="radio"/> 無 水道、下水道を新設等する場合の確認結果… <input checked="" type="radio"/> 問題なし <input type="radio"/> 問題あり <input type="radio"/> 手続き不要				

割印

作成者 (提出者)	●●行政書士	連絡先	●●●-●●●●-●●●●
--------------	--------	-----	---------------

(記載要領)

- 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

割印